

第3回施設更新実施計画審議委員会 審議内容のまとめと修正の方向性

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
施設更新実施計画 修正案全体の審議	(1)	山下委員	概要版P7、図1-3の「負圧の可能性を確認」について、括弧内の「基本」「R3実績」の説明を記載してはどうか。もしくは、「基本」「実績」を削除してはどうか。	概要版P6、表1-3の水理機能評価において、「基本水量」または「R3実績水量」を用いて水理解析をした結果、負圧の可能性を確認したことを整理している。 図1-3の記載については、分かりやすい表記に修正、もしくは削除を検討する。	○	概要版P7、図1-3の「負圧の可能性を確認」における括弧内の「基本」「R3実績」について、分かりやすい表記に修正、もしくは削除を検討する。
	(2)	清水委員	概要版P10、表2-4において、④⑦⑩が欠番となっているのはなぜか。また、概要版P7の図1-3、概要版P12の図2-2における番号との関連はあるのか。	修正基本計画の更新ルートから変更し、改善効果があるものを表2-4に抽出しており、修正基本計画の更新ルートから変更がないものは欠番としている。概要版P7、図1-3における番号とは関連はない。 各図表において丸番号で整理している点については、関連があると誤解を招くことから見直すとともに、欠番に関する説明を表2-4下に追記する。	○	概要版P10、概要版P7及びP12の図表において、丸番号による整理方法を見直し、関連がないことを明確にする。 概要版P10、表2-4の下に欠番に関する説明を追記する。
			概要版P24の財政収支見通しについて、図4-1の3条収支は税抜、図4-2の4条収支は税込かと思うが、表記しなくても問題ないのか。	概要版P23、表4-2の3条収支、4条収支の項目にそれぞれ税抜、税込を表記している。P24の財政収支見通しにも表記した場合、以降のグラフにも表記する必要があるため、税抜・税込の表記はP23の条件部分に留めている。	—	—
			概要版P31の浄水場更新計画の見直しについて、土砂災害対策が追記されているが、土石流やがけ崩れ等によって、どのような浄水場被害が想定されているのか。	沈殿池やろ過池等の施設に土砂等が流入し、浄水処理に影響をおよぼすことが想定されている。	—	—
		秋場委員	土砂災害対策の文章について、「定期的な点検を実施しているが、変状を確認した場合、対策が必要となる。」として、土砂流入防止壁の構築等が対策として記載されている。変状が確認したら壁を作るとするのは手遅れのように読み取れてしまう。改めて説明をお願いしたい。	企業団は、土砂災害と関連する変状を定点観測により1年に1回の頻度で点検している。併せて、新たな指定区域の認定や指定区域の対策を県に促しており、一部の指定区域では県による対策が進んでいる状態となります。 例示する企業団が実施すべき土砂流入防止壁等の対策は、県との協議に結論が出てから、企業団内で検討することとしており、今後、浄水場の更新とは別に、前倒しで実施する可能性がある。	—	—
	(3)		企業団の回答を踏まえると、「土砂流入防止対策の検討を進めるとともに」といった文章を追記し、具体策を削除した方が、誤解を招かないと思われる。	修正を検討する。	○	企業団として実施すべき土砂災害対策が手遅れとならないよう検討していく旨の文章に修正する。
	(4)	山下委員	概要版P23とP24について、基本計画本編の財政収支見通しでは、現状の料金体系にて事業の実施が可能であるという文章が記載されていたが、今回の実施計画の財政収支見通しの結果では、そのような表現は記載されていない。 今回の計画において、令和11年度以降の収支がマイナスとなるといった表現は記載しないという方向性になるということでしょうか。	現在の料金単価に基づく給水収益では更新計画ができないこと、更新計画を実施可能とする給水収益を財政収支見通しに反映していることは、詳細に明記していない。 「現在の給水収益では、令和11年度以降、3条収支がマイナスとなる。そのため、令和11年度以降の給水収益は、更新計画が実現可能となる財政収支で必要となる経費をもとに計上した。」という条件を分かるように追加することを検討している。 また、本審議委員会とは別に平行して料金に関する検討を構成団体と進めており、令和11年度以降に必要となる給水収益の規模に関しては、構成団体にも概ね、承知をいただいている。	○	「現在の給水収益では、令和11年度以降、3条収支がマイナスとなる。そのため、令和11年度以降の給水収益は、更新計画が実現可能となる財政収支で必要となる経費をもとに計上した。」という条件を追記する。
	(4)		令和11年度以降の給水収益について、更新計画が実現可能となるよう定期的な見直しにより料金水準を算定する旨を記載してはどうか。	修正を検討する。	○	上記の条件追記と併せて、修正を検討する。

第3回施設更新実施計画審議委員会 審議内容のまとめと修正の方向性

分類	整理番号	委員名	質疑及び意見内容	回答内容	修正有無	修正内容
施設更新実施計画修正案全体の審議		清水委員	来年度の水道行政移管について、厚労省から国交省へ移管されることで、災害復旧や社会資本整備等の補助メニューの拡充など期待しているところである。今回の更新計画では省庁移管について触れていないが、含めることは考えているのか。	現段階では、水道行政の省庁移管に関する内容は実施計画に反映していない。今後、「水道行政の省庁移管」に関する詳細な情報を収集し、必要に応じて実施計画に反映していくことを想定している。	—	—
	(5)	山下委員	概要版P23、表4-2について、資産減耗費は資産額5%を計上しているが、年間どの程度の金額になるのか教えていただきたい。	計算する必要があるため、後日、報告する。	○	数値を確認後、改めて報告する。
提言の審議		秋場委員	前置きで①～⑥の検討した事項が記載されているが、実施計画の策定後の進め方も審議していたはずである。この点はどのように考えるか。	実施計画では、事業の実施効果と策定後の進め方のセットで⑥としていたが、提言自体が策定後の進め方という捉えて、審議は行っていただいたが、提言の内容に入っているということで、あえて⑥事業の実施効果に留めたところである。	—	—
			前回の提言では、「圏域内における水道事業の広域化の検討を進めること」が含まれていたが、今回の計画において、企業団における広域化は榛南水道との統合の他に何か取組みはあるのか。	実施計画の中には、榛南水道との統合の他に島田市との天神原配水池の受水点化が含まれているが、その先の他の統合は現段階では反映していない。 今後、広域化に関する情勢もつかみながら見直していくことを想定している。	—	—
	(6)	山下委員	県の広域化推進プランが今年の3月に策定されて、この大井川圏域全体の広域化についても記載されているので、その点も踏まえて検討していくということによろしいか。 前回の提言における広域化は、榛南水道との統合をうたったものであると思われるが、将来の大井川圏域全体の広域化についての提言を今回含めるかはお任せしたい。	県の広域化推進プランとの整合については、ご意見のとおりである。 将来の大井川圏域全体に関する広域化を提言に含めるかは検討する。	△	提言の中に、大井川圏域全体の広域化に関する内容を含めるか検討する。
		清水委員	提言の1番、「強いしなやかな水道」という表現が気になる。何か参考にしたものがあるのか。	厚労省が公表した「新水道ビジョン」において、「強いしなやかな水道」という表現が記載されており、今回の提言の中に引用している。	—	—
		鎌田委員	テロや不正侵入、外部からの脅威というのは審議内容には含まれていなかったが、今回の提言にあえて入れるということで良いか。	今までの審議委員会の中では、テロや不正侵入などの議論はしていないが、このあたりの問題も大きいということ踏まえて、提言の中に新たに記載したものである。	—	—
			提言の書式について、企業長と委員長の名前が下に位置しているが、あまり見かけない書式である。	提言の書式については、平成26年の更新基本計画における提言と同じものとしている。	—	—
	(7)	山下委員	長期的な計画で予測が難しいこともあるため、見直しについては、もう少し強い表現を用いた方が良いのではないか。「定期的に検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う」など、計画の見直しが必ずあることを記載した方がよい。	内容を改めて検討する。	○	計画の見直しが必ずあることを記載するなど、表現を修正する。
			提言の中に理念を記載しているが、今後、本編や概要版にも記載されるのか。	本編及び概要版の表紙に記載することを予定している。更にコンパクトにまとめた要約版を今後作成予定であり、こちらの表紙にも記載予定である。	—	—
	(8)	鎌田委員	理念について、「安心・安全」の順番は、逆の方が適切ではないか。	他の事例等も調査し、「安全・安心」が多かったため、現在、修正を検討中である。	△	理念について、「安心・安全」「安全・安心」のどちらにするか検討する。
(9)	山下委員	理念について、構成団体との認識の共有を実施していくことも踏まえて、「地域とともに」という表現を含めてはどうか。	追記を検討する。	○	理念に「地域とともに」を追記する。	